



高槻ロータリークラブ

2022~2023

WEEKLY BULLETIN

四つのテスト

I 真実かどうか

II みんなに公平か

III 好意と友情を深めるか

IV みんなのためになるかどうか

事務所 〒569-1116 高槻市白梅町 4-1 高槻阪急 6 階

TEL 072-683-1158 FAX 072-683-1174

URL <http://www.takatsukirc.org/>

E-mail takatsuki.rc@bird.ocn.ne.jp

例会日 毎週水曜日 12:30~13:30

例会場 高槻阪急 6 階 多目的ホール TEL 072-684-5379

創 立 1954 年 6 月 15 日

会長 石田佳弘 幹事 長山正剛 クラブ運営委員長 山室匡史 会報担当副委員長 松下浩章

No.30 2023 年 3 月 1 日 発行

3 月は水と衛生月間

第 3308 回 本日 (3/1) の例会

- ◎ 国歌・・・君が代
- ◎ ソング・・・奉仕の理想
- ◎ 誕生、結婚、入会記念月御祝
- ◎ 創業記念月御祝
- ◎ 卓話 浦中 郁文君
「高速道路の維持管理作業」
- ◎ 例会後の行事
3 月度定例理事会

第 3309 回 次週 (3/8) の例会

- ◎ ソング・・・四つのテスト
- ◎ 卓話 IAC 活動報告
高槻中学高等学校インターアクトクラブ
顧問 田中 敏博様
元会長 古金 優樹様
- ◎ 例会前の行事
第 4 回被選理事会
- ◎ 例会後の行事
情報集会 (於: 桃谷樓)

先々週 (2/15) の例会から

◎ゲスト・ビジター

計 0 名

◎出席報告

会員数	出席者数	出席
47 名	37 名	80.43 %
前々回例会補正後出席率		95.56 %
但し、Mup 2 名		欠席者 2 名
出席規定適用免除有資格者		2 名

3 月度 記念月御祝

◎誕生記念

清水 利男君	篠原 光子君
飯田 哲久君	浦中 郁文君
長井 正樹君	小阪 大輔君

◎結婚記念

倉本 進・洋子 御夫妻	51 周年
白石 純一・玉代 御夫妻	48 周年
入谷 治夫・恵美子御夫妻	47 周年
外窪 明美・徹 御夫妻	18 周年
山室 匡史・啓美 御夫妻	17 周年

◎入会記念

山口 誠 君	39 周年
川面 智義君	23 周年
藤井 敏雄君	14 周年
河合 一人君	12 周年
山室 匡史君	8 周年
中西美代子君	3 周年

創業記念月御祝

香西 徳治君	株式会社村上製作所	S 6.3.1	92 周年
白石 純一君	株式会社フジワーク	S 46.3.1	52 周年
藤田 貴子君	ふじた歯科医院	H10.3.1	25 周年

イマジンロータリー

ジェニファー・ジョーンズ RI 会長

◎会長の時間

平和と紛争予防について今回もお話致します。

世界のどこかで、5分に1人、子どもが暴力によって亡くなっています。

「平和と公正をすべての人に」とは？

これはSDGsにも当てはまります。

SDGs 目標 16 は、「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」と規定されています。

SDGs はこれを 16 個に分類されています。

目標 16 のターゲット 16-1

あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。

16-2

子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。

と言うように 16 に分類されているわけですがロータリーではこのうち 16-1、16-2、16-3、16-7、16-10、が特にロータリーが関与すること、あるいはもう関与しているものです。

16-3

各国でも、国際的にも、法律にしたがってものごとが取りあつかわれるようにし、すべての人が、平等に、争いを解決するための裁判所などの司法を利用できるようにする。

16-7

あらゆるレベルでものごとが決められるときには、実際に必要とされていることにこたえ、取り残される人がないように、また、人びとが参加しながら、さまざまな人の立場を代表する形でなされるようにする。

16-10

国内の法律や国際的な取り決めにしたがって、だれでも情報を手に入れられるようにし、基本的な自由がおかされず、守られるようにする。

RC にとってはこの 5 つ課題が大事であると思います。

ではなぜ、世界は目標 16 が必要なのかと言うことですが、それは、持続可能な世界を実現するためには、世界中の人たちが、差別されることなく、暴力を受けることなく、災害や紛争に苦しむことなく、安全で安心な生活を送り、同じ立場で公正に話し合い、助けあい、一緒に世界平和の実現に取り組む必要があるからです。

「誰一人取り残さない-No one will be left behind」を達成する目標。

それが目標 16 とも言えます。

世界が抱える平和への課題ですが「紛争と災害」です。戦争だけではありません。

今年初めにおきた 2023 年トルコ大地震で 24,000 人以上が亡くなっています。

これは東日本大震災の時死者数+行方不明者の合計よりも多くなりました。

紛争や災害によって世界中にいる 5 億 3,500 万人の子ども（15 歳未満の男女）たちが、不安定で不安に包まれた暮らしをしています。

世界の子ども人口約 19 億 1,580 万人なので、約 4 人に 1 人の子どもが紛争や災害によって苦しい生活をさせられていることになりました。

「紛争と災害」によって奪われる、生きられるはずの「命」、子どもたちが健康な体を作り、成人に成長する為には適切な予防接種や医療が欠かせません。

しかし、紛争や災害にあっている地域では十分な医療を受けることができない為、毎年 600 万人以上の子どもたちが亡くなっています。

「紛争と災害」によって奪われる、子どもたちの「未

来」、なんとか命を落とさずに生きることができても、子どもたちが奪われているものはまだあります。

それは「教育」です。

開発途上国では 5,700 万人、世界中では約 2 億 6,400 万人の子どもたちが学校に通えていません。

彼らは字が読めない、書けないが為に労働の機会を失い、児童婚を強いられるなど、光り輝くはずの未来を奪われています。

紛争や内戦が起これば、故郷を追われて難民となる人々も出てきます。

ウクライナ・シリア紛争によりその数が増えているということも、今の世界が抱える大きな問題になります。

2019 年、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）本部は、2018 年には世界の全難民の数が 7,000 万人を超えたと発表しました。

世界では 7,000 万人もの人が、安心して住める場所がなく、故郷を追われているということです。

こうした難民の約 40%が 18 歳未満の子どもで、生まれた土地からの移動を強いられる中、家族と生き別れになったり、十分な教育を受けられなくなったりしています。

教育を受けられなければ報酬の高い仕事に就けず、貧困から抜け出すことができません。

また現在、世界では最低でも 1,000 万人が国籍を持っていません。

無国籍であることは、教育・保健・雇用・自由な移動といった基本的な権利が保障されず、生活する上で大きな障害となっています。

UNHCR は、当時 2024 年までに無国籍問題を解決することを目指していますが、コロナ禍の為これももっと伸びるでしょう。

私たちひとりひとりが“存在している”ことを法的に証明するものが、子どもが生まれたときに国に提出する「出生届（出生登録）」です。

しかし、さまざまな理由で出生届が出されず、公的な存在証明を持たない人や子どもたちがたくさんいます。

出生登録がないと、たとえば予防接種が受けられない、学校に入学できない、犯罪に巻き込まれても裁判ができない、人身売買の被害にあっても国外に連れ出された子どもが生まれた国に戻れなくなる、など、さまざまな問題が起きます。

ユニセフが 174 カ国のデータを分析した報告書（2019 年発行）によると、世界の出生登録の状況は良くなっていますが、いまだに 4 人にひとり（1 億 6,600 万人）の 5 歳未満の子どもたちが出生登録されておらず、法的に「存在していない」状況に置かれています。

この 1 億 6,600 万人の子どものうち半数は、インド・ナイジェリア・エチオピア・パキスタン・コンゴ民主共和国の 5 カ国に暮らしています。

家庭での子どもに対する暴力が法律で禁止されている国は少ないです。

家庭内の子どもへの暴力が完全に禁じられている国に住んでいる 5 歳未満の子どもは、わずか 9%にすぎません。

子どもにとっての「おうち」は、楽しく、安心して過ごせる場所のはずです。

しかし、子どもが初めて暴力を受ける場所の多くが「おうち」であることも、また事実です。

世界の 2~4 歳の子どもの 75%は、日常的に保護者からの暴力的なしつけを受けています。

世界 196 カ国のうち、家庭における子どもへの体罰や暴力を法律上、全面的に禁止している国は 60 カ国。

それ以外の国で暮らす世界の 6 億人以上の 5 歳未満の子どもたちは、家庭内での暴力から、法律で守られずにいます。

日本で暮らす皆様には余り関係がないと思っておられるかもしれませんが、世界ではまだまだ不自由で閉鎖的なことがいっぱいあります。

このことを今一度皆様と考えてみてでもいいかもしれません。

◎幹事報告

- ・ガバナー事務所より「2023 年 2 月トルコ大地震義援金についてのお願い」が届いております。叶うならお一人 5,000 円以上の寄付をお願い致します。回覧をまわしますので、ご協力宜しくお願い致します。
- ・事務局 三浦の都合により、事務局は2/20(月)は休業、2/21(火)は15時までの営業とさせていただきます。ご迷惑をお掛け致しますが宜しくお願い致します。

◎委員会報告

◎クラブ研修委員会

赤羽 卓

- ・今月は「平和構築と紛争予防月間」です。ロータリーの友 2 月号の推奨記事として、横書きの記事からは、P.4「RI 会長メッセージ」、P.8『友』創刊 70 周年特別企画 平和構築と紛争予防月間」、P.20「祝！創立 100 周年 おめでとう！大阪ロータリークラブ創立 100 周年」、P.34「地区大会略報Ⅲ」、縦書きの記事からは、P.4「人との出会い 他者のために生きる」をご紹介させていただきます。お時間のある時にぜひ読んでいただければと思います。

◎青少年奉仕委員会

篠原 光子

- ・高槻中学高等学校インターアクトクラブより「クリーンハイクのご案内」が届いております。急なご案内となりますが、皆様ご参加宜しくお願い致します。

【集合時間】2023 年 2 月 23 日（木・祝）13:00

【集合場所】高槻中学高等学校 正門前

◎卓話 「なくそう、所有者不明土地」

羽根田 茂子

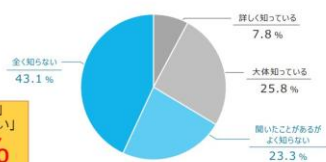
なくそう、所有者不明土地！

羽根田司法書士事務所
司法書士 羽根田 茂子

参考：政府広報オンライン
「なくそう、所有者不明土地！所有者不明土地の解消に向けて不動産に関するルールが大きく変わります！」

新制度の認知度

令和 6 年 4 月から、不動産を相続した場合には登記申請をすることが、法律上の義務になることを知っていますか。



※ 令和 4 年 9 月法務省民衆間「相続登記の義務化・遺産分割等に関する認知度等調査 調査結果の概要」より抜粋

所有者不明土地とは？

▶ 政府広報オンライン・動画

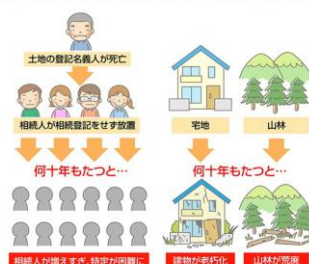


法務省 不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

所有者不明土地が生じる主な原因

- ▶ 土地の相続の際に登記の名義変更が行われないこと
- ▶ 所有者が転居したときに住所変更の登記が行われないこと

所有者不明土地が生じる主な原因



所有者不明土地の問題点

- ▶ 土地の管理がきちんと行われないまま放置される
- ▶ 土地の有効活用の妨げになる



所有者不明土地をどうやって解消するの？

令和 3 年 4 月
「民法の一部を改正する法律」
「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立・交付

- ▶ 不動産登記制度の見直し
- ▶ 「相続土地国庫帰属制度」の創設
- ▶ 土地利用に関連する民法ルールの手直し

不動産登記制度の見直し

相続登記の義務化 (令和6年4月1日施行)

- ▶ 相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内
- ▶ 遺産分割が成立した日から3年以内
- ▶ 正当な事由のないのに申請をしなかった場合、10万円以内の過料

相続人申告制度 (令和6年4月1日施行)

- ▶ 遺産分割がまとまらないときは、自分が相続人であることを申出ることができる
- ▶ 相続登記義務を果たしたことになる

不動産登記制度の見直し

住所等の変更登記の申請の義務化 (令和8年4月までに施行)

- ▶ 所有者の氏名・住所が変更した日から2年以内に変更登記の必要あり

その他の新たな制度

- ▶ 親の不動産を調べられる「所有不動産記録証明制度」(令和8年4月までに施行)
- ▶ 公的機関との連携により所有者の住所変更が自動的に登記に反映される仕組み(令和8年4月までに施行)
- ▶ DV被害者保護のための特例(令和6年4月1日施行)

土地を手放すための制度 「相続土地国庫帰属制度」

利用できる人の条件

- ▶ 相続か遺贈で土地を取得した相続人
- ▶ 売買等によって土地を取得した人や法人は不可

土地を手放すための制度 「相続土地国庫帰属制度」

対象にならない土地

- ▶ 建物・工作物・車両等がある土地
- ▶ 土壌汚染や埋没物がある土地
- ▶ 危険な崖がある土地
- ▶ 担保等がついている土地
- ▶ 道路・通路など他人による使用が予定される土地

土地を手放すための制度 「相続土地国庫帰属制度」

手続の流れ



土地利用に関する民法のルールの見直し

土地・建物に特化した財産管理制度の創設(令和5年4月1日施行)

共有制度の見直し(令和5年4月1日施行)

共有物を利用しやすくなるための見直し

共有関係の解消をしやすくなるための仕組み

遺産分割に関する新たなルールの導入(令和5年4月1日施行)

◎ニコニコ箱報告

- ・皆出席内祝 飯田君、入谷君、松下君
- ・卓話をお聞きいただきありがとうございます。

羽根田君

本日の合計	¥	20,000-
7/1 よりの累計	¥	1,169,000-

◎R 財団への寄付(年次)

浜田 厚男君	¥ 5,000-	羽根田茂子君	¥ 5,000-
入谷 治夫君	¥ 5,000-	松下 浩章君	¥ 5,000-

本日の合計	¥	20,000-
7/1 よりの累計	¥	660,000-
一人当たり平均		\$ 115.55

◎R 財団への寄付(ポリオ)

古川 大介君 ¥ 5,000-

本日の合計	¥	5,000-
7/1 よりの累計	¥	328,000-
一人当たり平均		\$ 57.42

◎米山奨学会への寄付

浜田 厚男君 ¥ 5,000-

本日の合計	¥	5,000-
7/1 よりの累計	¥	472,500-
〔 会員より	¥	250,000-
〔 クラブより	¥	222,500-
一人当たり平均	¥	11.250-

◎青少年育成基金への寄付

本日の合計	¥	0-
7/1 よりの累計	¥	75,000-



◎2/15 卓上花

スイートピー
…… 優美
スプレーカーネーション
…… 強い愛情